

令和 7 年 6 月 17 日

告示第 132 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、砥部町地域公共交通運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）を設置し、その構成及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 運賃協議会は、地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項について協議する。

(委員の構成)

第 3 条 運賃協議会の委員（以下「委員」という。）は、前条の協議が必要と判断したときに次に掲げる者から構成する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民の代表
- (5) 運賃協議会の運営上必要と認められる者

2 委員の任期は、前項で構成した日から当該事案に係る協議が終了したときまでとする。

(協議会の組織)

第 4 条 運賃協議会に会長を置く。

- 2 会長は、町長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、その会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(報償費)

第 5 条 運賃協議会に出席した委員には、報償費を支給するものとする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しない。

(1) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する者

(2) 前号に定めるもののほか、申出のあった委員

2 報償費の金額は、予算の定めるところによる。

（会議）

第 6 条 運賃協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

（協議結果の取扱）

第 7 条 会長は、協議結果を砥部町地域公共交通会議に報告するものとする。

2 委員は、会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（事務局）

第 8 条 運賃協議会の業務を処理するため、運賃協議会に事務局を置く。

2 事務局は、砥部町地域振興課に置く。

（その他）

第 9 条 この告示に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。